

Title	色川三中の黒船一件記録について(中)
Sub Title	On the record of Kurofune events made by a local merchant (II)
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1981
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.51, No.1/2 (1981. 6) ,p.21- 49
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19810600-0021">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19810600-0021</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 色川三中の黒船一件記録について（中）

中井信彦

(4)

さきに記した通り、風聞日記『片葉雑記』は、『草の片葉』『来輪集』とともに、色川三中の黒船一件記録三部作の一である。そして、『草の片葉』はかれが入手した文書記録類を集成したものであり、『来輪集』は名のごとく諸方から寄せられた手紙を集めたもので、ともに現在、東京世田谷の静嘉堂文庫に所蔵されている。

『草の片葉』は、既掲した『片葉雑記』のはしがきに

外に草の片葉いふ數十巻に及ぶべき文書類

と書かれているから、相当大部なものになることを予想しつつ編まれたのであつたが、現存するものは三十四巻である。これが完本である保証はないが、中途に欠本はない。

三中が黒船関係の文書記録として入手し、『草の片葉』に収録したのはどのようなものであつたか。繁雑のきらいをいとわず、その細目を示せば次の通りである。

【草片葉 壱】この一冊三中の十行野紙、異筆、三中朱校

(1) 異國船之儀御尋ニ付申上レ書付 筒井紀伊守

朱注「右以二本校合畢」(三中朱校)

色川三中の黒船一件記録について（中）

(2) 嘉永二乙酉年五月

伊勢守殿御直書 筒井紀伊守え可相尋趣

(3) 海防守備打払の方ニ御改復之儀御尋ニ付愚存申上い書付  
酉五月 筒井紀伊守

(4) 嘉永二酉年十二月被仰出い御書付 大目付え  
町方え御達も右同文也

(5) 阿部伊勢守殿御渡レ御口達之覚 大目付自付宛四通  
海防掛御目付ル伊勢守殿レ御直ニ進達書

(6) 部伊勢阿守殿御渡レ御口達之覚  
武州忍 十万石 ○同十一日井伊掃部守 ○同十一日松平肥後守 ○同十八日水野惣兵衛 ○同廿六日水野惣兵衛  
久保加賀守 ○廿五日太田摶津守 ○同廿六日水野惣兵衛  
注進書の写のあとに「暗ケ利亞船浦賀を退帆して又下田之湊  
に乗入テンマ船をおろし……」に始まる酉年四月尽雲外農  
人の署名ある江川の談話筆記を付載

**【草片葉 式】** この一冊白半紙、(8)の中途まで三中の自写、以下異筆、三中朱校  
(1) 乙酉年四月十四日海岸御掛阿部伊勢守様え差出  
(2) 壬四月十五日御掛伊勢守様え差出 水野惣兵衛 (駿州沼津)  
(3) 西壬四月十六日海岸御掛御月番伊勢守様え御登城前ニ出ス 太田摶津守 (遠州掛川)  
(4) 壬四月八日浦賀近海え渡来之異船 「右四月十四日江戸表々來ル書面之写」

(5) 嘉永二酉年四月一日海防御懸リ阿部伊勢守様え被差出い写 南部甲斐守  
(6) 開四月廿一日御奉行遠山左衛門尉様ニ届出い書面之写 小綱町名主伊十郎  
(7) 嘉永二酉年四月九日御用番松平伊賀守様え御留主居之者を以  
御届書御差出写 壬四月八日 酒井越前守 (房州勝山 壱万二千石)

(8) 同 右 壬四月九日 阿部駿河守 (上総佐貫 壱万六千石)  
(9) 嘉永二年乙酉五月於新部屋阿部伊勢守殿牧野備前守殿左之面  
ミえ被仰渡之書付写 三奉行他へ

**【草片葉 三】** この一冊白半紙二十九丁、全部同筆

(1) (朱)「ヘルリ浦賀ニテ書テ出シタル書」

亜美理駕大合衆国欽差大臣兼管本国師船天竺[中国日本等  
海水師提督大臣彼理為申陳事

(2) (朱)「ヘルリガ浦賀ニテ書テ再ヒ奉レル書」

亜美理駕大合衆国欽差大臣兼管本国師船現留泊日本海水師提  
督彼理為申陳事

癸丑年六月初二日

癸丑年六月初七日

(3) (朱) 「ヘルリ持参シテ、浦賀ニテ奉レル話聖東ノコニキシカ

書」 亞美理駕大合衆国大統領姓斐謨名美辣達日本國云々

「嘉永第六癸丑年七月十一日於溫古堂写之」

微レ(3)と(4)の和訳

(朱) 「和蘭文書簡之积」

北亞墨利加同衆国の伯理璽天德ミレラルドヒルモオ一書を曰

(朱) 「添書」

亞美理駕大合衆国大統領姓斐謨名美辣達日本國云々

(朱) 「ヘルリガ浦賀ニテ本国ノコキシカ書ヲ奉レルトキ添テ

出シタル三次目ノ書敬啓者今送来書一封内許多重大緊要之事

云々

(6) (朱) 「漢文書簡之积」

【草片葉 四】 (1) - (7) 白半紙、異筆 (8) 十行野紙三中自写 (9) 異筆

(10) 三中自写 (11) - (13) 白半紙、異筆若かき

浦賀奉行より御届書 丑六月三日 戸田伊豆守

同再届 六月三日 戸田伊豆守

異国船相見えい趣浦賀詰代官より越いニ付御届書 六月四日

同再届 六月五日

浦賀御藏所詰より御用状之写 六月五日

牧野備前守様御渡申書付之写 両番頭、御先手百人組頭、寄合肝煎宛、御鉄炮

井伊掃部頭出府達書 六月七日

市中え申触 六月七日

浦賀詰御家中より手紙写 六月十四日平明波江 秀山慎藏宛

(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13)

或家中書簡之写 六月十四日夜四つ時認之  
又或人之書とり

《六月三日より十二まで日次記届》

《常陸大上五面堂菓子ちらし》

《伊勢こよみ》

嘉永癸丑六月亞美理駕通信上表

水戸中納言隔日登城達書 七月一日

宗対馬守殿より御届書

(14) (15) (16) (17)

【草片葉 五】 白半紙、全部同筆

(1) 築海私議 岩陰迂夫未定稿

「右仙台大概盤溪子所著、盤溪頃國侯ニ徵サルト承ル、此策

(2) 徵レテ後ニアルヘシ、同藩入江北海所著策約アリテ未來

良斎

色川三中の黒船一件記録について（中）

**【草片葉 六】** (1) - (4) 白半紙、(3) - (5) 三中の筆、(5) 十行野紙

(1) 築海私議

(前冊に収める以外の部を写す)

(2) 火攻知要

文政七年五月東海居士源繩士撰、同丙辰二月遯庵主人清水

正徳序、讃藩寺井肇志修著

(3) 儂書

(異国船年表) ○三中の作か

(4) (朱) 「目録ニ西志記の和解と一本ニアリ」

**【草片葉 七】** 白半紙、(1) - (6) 一筆、(7)(8) 一筆、表紙に「亞墨利加備忘錄」とあり

合原惣藏ヨリ聞書

飯冢久米三ヨリ聞書 合原ヨリ聞タル處ト符合ノ処ハノゾク

樋口多三郎ヨリ聞書

香山栄左エ門ヨリ聞書

近藤良治ヨリ聞書

**【草片葉 八】** (1) - (6) 一筆、(7) - (14) 一筆、(15) - (23) 三中自写

慧星御届 山路弥左エ門 足立左門 山河金之丞

(2) 同上 渋川助左エ門 渋川繕司

陰陽頭注進書  
夷類退散祈禱の御教書

桑名侯上書 七月十三日

(朱) 「以下從公儀被仰出事」

四民上納金諭告触 八月廿日

和蘭國王使節呈文之和解  
鍵箱之上和解

(5) 書翰外管上書之和解  
鍵箱之上和解

日本國王帝殿下え和蘭國書翰和解

(三中奥朱達) 右和蘭告密ニ所載上呈書簡和解三通之一也、先年所写ノ告

密ニハ此ハ脱シタルヲ今一本ニ依テウツシオクモノ也  
嘉永癸丑十月中浣

(6) 北亞墨利加合衆國伯理璽天德ミルラルド・ヒルモオレ 人名書

ヲ日本國帝殿下ニ呈ス (一八五三年十一月十三日嘉永五年十  
月二日)

合衆國伯理璽天德副翰和解

(8) (7) 合衆國水師提督口上書和解二通

(13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) 高嶋四郎大夫御赦免申渡 八月六日

早半鐘ニ付町觸 六月九日

備前守殿新部屋ニテ御直渡 書簡請取外様浦賀奉行元申渡六月六日

早鐘ニ付町觸 六月九日

異船退帆触 六月十三日

自身番廻り夜中木戸〆切町觸 六月十九日

普勝伊十郎小網町名主御届

- (14) 本多越中守九鬼式部少輔等海岸見廻ニ付伊勢守達  
 (15) 福州ヲ琉球國え到来書翰之写 (広西省兵乱ノコト)  
 (16) 「右は竹中氏三中注伝写」丑九月とあり、此一書内野氏より伝写  
 之よし長嶋氏之本ヲ以テ写ス、書翰姓名モ無之また和文な  
 るも如何なる上、訳文なりとしても文脉不相應也、然れど  
 も其事実ハ悉ク虚にハあらざるべく思ふすしありてここに  
 写し入、後の校を俟つ」
- (17) 小普請組小笠原弥八郎殿支配井上三郎右衛門上書之写丑六月  
 (18) 松下薩摩守側用人奥四郎より長崎会所調役福田猶之助宛アメ  
 リカ船琉球渡来一件通達 八月九日  
 (19) 阿部伊勢守殿水戸殿家老え御渡之御書付 八月廿日  
 (20) 南部騒動之事 嘉永六丑八月廿四日久世大和守殿御勝手え差  
 出之書付写
- (21) 御勘定奉行河路左衛門尉儒者古賀謹一郎等長崎差遣申付書付  
 (22) 蝦夷地え異国船渡來ニ付松前候三中注御届書 九月十七日在所日  
 之写 十月八日
- (23) 世中の辻うら  
 (24) (朱)「以下若松藩士ノ詩」  
 和桜渓先醒、洋舶入湾海紀事十五首 石沢直  
 (25) 文化甲子馭戎議  
 (三中朱書)「以下ハ文化元年曾西亞ヨリレサノツト使節トシテ来リシ  
 トキノ」「文化元甲子ヨリ今茲嘉永六亥丑迄五十年其間  
 尚防禦ノ策行ナハレズ可慨歎ノアマリコ、ニ附シテ其情実  
 ラシラシム」
- 【草能片葉】** (1)~(14) 佐久間象山の著の抄写力
- (1) 加賀侯上書 八月四日  
 (2) 越前家上書 朱校  
 (3) 十月自公儀被仰レ西洋鉛術可学之事  
 (4) 従公儀被仰出愈打払決定之事 十一月朔  
 (5) 右出府藤石以上之面ミへ老中列座伊勢守殿被申渡書翰之写  
 (6) 十一月  
 (7) 大目付柳生播磨守え牧野備前守申渡諸向へ相達ル由ニテ御城  
 付共へ為心得為見申ル書付之写
- (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25)
- 亞番台  
 松平越前守様御書之写 尾張御幼主へ御遣之御状  
 (三中朱書)細川越中守ミ殿時服以下書 弘化三年五月十八日  
 (三中朱書)「右二篇外夷之事ニアツカラスと雖も上書并世上之風聞に  
 併て其ひとなりをしてるべき一端のもの故こゝに収む」  
 高山彦九郎招魂墓銘并序 嘉永六年壬正月斎藤謙撰文  
 高山仲繩招魂墓銘津藩斎藤先生下總岩井村里正間中与左衛門  
 祯卿建之

(11) ≈ホンデン・尺度ノ事』

(12) 要用役人之事

(13) 炮術家用ゆる等々

(14) 程罷鉄炮

三中朱書  
「木挽町采女原住佐久間主理右西洋流学者ニテ大炮鑄立、  
右於左原所抄出」

(15) 上執政相公閣下書 文化四年八月幕府小臣平山潛上」(朱校)  
(16) 上北闕書(朱校)

【草能片葉 拾】表紙「諸家上書略、不可和十ヶ条」とあり、(3)(4)大久保真菅筆写、(5)三中自写

(1) (朱)「諸家上書略」

諸家様上書之大略

水府公海防策下書

(2) 不可和十ヶ条 海防愚存別紙(水府公)

隨足建言之内 丑七月

(3) (奥)水府公御喪中ニテ御登城無之何れ大喪御出棺の上海防の

議論起り可申水府公登福山侯と異存故其勝敗如何相成可申哉と甚不安心ニ付右之通り建言ス……

【草乃可葉 十二】(5)(6)三中自写 他ハ他筆三中朱校

(1) 魯西亞國王書和解(朱校)

(2) 同右漢文訳 全權使東海水師將軍布恬廷書翰 老中宛

魯西亞一件書状(朱校)

長崎奉行手附應接掛り馬場五郎右衛門より聞書

(4) 魯西亞一件 長崎奉行大沢豊後守家来川村莊吉書状(朱校)

嘉永六丑九月長崎奉行大沢豊後守家来川村莊吉より指越い書  
状斎藤善太夫

(三中朱書)按此状所載妖怪之事當時世上最ラ風聞スル処ナリ但シ長

崎市中ニテモ如此風説アルコト、ミエタリ其实ハ上ノ馬場  
大槻氏上書 嘉永六年癸酉六月八日大槻学謹上

(三中朱書)「彼ヲシリ是ヲシルヲ軍事ノ要トス大槻氏ノ書彼ヲシルノ

(5) 隨宜書簡写 十一月十日  
(三中朱書)「私云水戸大谷川御堀割此節尚又自論見有之那須湊より米  
穀内海を江戸廻しに相成り積り也大凡五六万両之御普請と  
云ミ又君公要職に在頗嫌物い由事水藩之士云々事誠ニ天下  
一大事最此事ニ極る実如何変遷すへき哉諸家之趣意書上  
書又書簡等ニ拠て當節之世態をおもふニ薄永をふむとハ誠  
ニ此事なるべく慨歎ニあまりあり十一月十五日燈下書」

五郎右衛門ヨリ聞書ト云中ニミエタル如ク何カ少シハアル  
事トハ見ユレト必不思議ト云ヘキホトノコトニアルマジキ  
彼魯西亞ヘノチヅナト見物サセ大獸ナトノ出タル話ヲ取交  
テ実ニアリシコトノ如ク既ニ所ノモノサルコトヲモ言合ヘ  
リシモノト押ハカラル其慥ナルモノトノコトヲモ極メスカラ  
ル風説ヲハコヽロアラン人ハカリニモイフヘキモノニアラ  
ス」

オヲミル未タ是ヲシルノ弁ヲシラス」

(6) 松平陸奥守國許難波ニ付救方手当等取締ノタメ御暇被仰付書

九月廿一日

「如此被仰渡けれども内実ハ南部百姓騒動取鎮之ためと云  
ニ廿八日江戸出立ニ成」

### 【草廻可き葉 十二】

(朱) 「三日ヨリ十日ニ至リ黒船事実日並順ニ御一覽被成レヘ

ハつまひらかに相分りレ」

亞美理駕人渡米実録

### 【草乃片葉 十三】

(前冊のつゝき、六月十一日から七月一日までの記事を收め  
る、卷末にペルリ書簡漢文とその和解を付録)

### 【草能片葉 十四】 表紙ニ「重複」トアリ

(1) 灰原某ヨリ聞書

(2) 伊井薦某ヨリ聞書 先聞ト符合ノ処ハノゾク

(3) 井口某ヨリ聞書

佐山氏ヨリ聞書  
本藤氏ヨリ聞書

(5) (4)  
「右五名ヨリ聞ケル所深秘ニ付不免他見」

### 【草能片葉 十五】 表紙ニ「嘉永五子年和蘭風説」トアリ

(朱) 「嘉永五子年阿蘭陀甲比丹差出レ書之事」

紅毛かひたん横文字指出レニ付御内慮奉伺レ書付 牧志摩

(奥ニ本文ト異筆デ次ノ記事アリ)

賊船數窺虚形勢猶弘安當此漸講武盜前闇納繩甲冑有質屋購  
之無金錢傷心窮ニ士空待来年春

色川三中の黒船一件記録について（中）

忠臣倉せりふ見立

役者見立当世評判記（朱校）

將軍宣下之事

（朱校）

水戸結城寅治御咎之事（朱校）

(10) (9) (8) (7)

（六月三日付戸田伊豆守御届から七月十一日付戸田伊豆守  
家来野口佐右衛門書簡までを收める）

◎十一、十三の二巻は山崎知雄の筆と思われる。用紙は巻  
紙、三中がそれを半紙に貼付けて冊子としたもの。

おまへめのよふてお伊勢さん御加増か御好きてトツピキ  
ヒイノヒイ初手は唐交易てんし天下ハ大き丸くお  
さまる隠居さん……

お月さま

【草廻片葉 十六】表紙ニ「嘉永六丑年和蘭風説同年七月魯西亞風説」トアリコノ巻、十五巻と同筆

(1) (朱)「嘉永六丑年阿蘭陀人差上い風説書」

別段風説書 壬七月西吉、森山、西(慶)、本木、檜林、名村訳

(2) (朱)「丑七月長崎渡来魯西亞船一件」

風説書 七月 志筑竜太、名村定五助、猶林定七郎訳

【草のかきば 十七】表紙ニ「羽倉氏書翰 魯西亞御返翰防春或問」トアリ

(1) (朱)「羽倉書翰」

贈川路聖謨 八月十六日 (三中自写)

(5) (朱)「愚衷 嘉永六年癸丑九月六日 大槻平次

勘定奉行川路左衛門尉殿え差出

(2) (朱)「防春或問(何某の国防意見) 幼筆、朱校」

長崎奉行注進書 十月廿三日

(6) (中)「癸丑十月廿日紅毛人へ御注文之事」

(4) (朱)「長崎奉行伊沢美作守某候え贈り書留之零紙写  
(奥)ニ藤田東湖ノ識語アリ、ソノアトニ「冠石云右甲辰者天

長崎詰御普請役々到来写 会所調役 年番町年寄宛

【草のかきば 十八】(1)~(3)十行野紙、幼筆 (7)~(11)三中自写、(12)~(14)幼筆、三中朱校

(1) (朱)「真田侯上書」

嘉永六丑歳六月九日御用番様え御伺書差出い写

末ニ「右八月廿二日到来」トアリ

(2) (朱)「深川吉永町材木問屋中村屋源八願書

水府結城父子御答申渡写

(3) (朱)「榎原侯献上目録

安中侯壇次郎往復状写

(4) (朱)「末ニ「右陣中井阪氏より借得テ写嘉永丑年十二月九日夜」

トアリ

薩州侯之届内々写 七月九日一同月廿八日五通

薩州侯上書 七月廿九日

(12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) (朱)「細川侯御直書写

お伊勢さまいくつ十万石よまた加増はやいなあめりかを  
いして御新葬を仕舞ふてたまりへやうな真田にだかしよ  
信濃どのとこへた備前の上ですべつてころばつかもんと  
の頼め

【草片葉十九】

(13) 水府侯嘉永七正月元日江戸水戸とも一同御達

(1) 南部一揆蜂起之始末

(2) 柳原侯上書 丑八月

(3) 嘉永七正月十一日注進

(三中朱書)〔按十一日ニ浦賀へ近くみえて入らざりしハ用意アル事なるへし〕

〔按十一日ニ浦賀へ近くみえて入らざりしハ用意アル事なるへし〕

(4) 因州注進 四番目 正月十四日午之刻

(5) 正月十五日之注進

(6) 魯西亞船四艘船号長巾船頭名

(7) 寅正月廿七日御船手々御届

(8) 桜井藤四郎御預川口海番所詰

御用番伊勢守様御用番和泉守様へ差出御届

正月廿八日 米倉丹後守家来野崎嘉右衛門

同 右 二月朔日 御七里川嶋泰三郎

(9) 阿部伊勢守殿御渡い書付写 二月八日

(10) 松平伊賀守殿御渡御書付写 二月九日

(11) 横浜応接聞書写

「右は水戸薬店駿河屋へ十八日夜着直様乞請ひて写申い以上  
二月廿日夜」

(三中朱注)〔二月廿一日來着大久保眞菅写之所贈〕

○異国人絵二枚写添、図中ニ「嘉永七寅年二月十八日門人眞

菅模写」トアリ

戸田伊豆守伊沢美作守届書 松平和泉守宛

亜墨里加国使節へ申渡シノ書取

嘉永七寅年二月亜墨利加国王江被下物

土州漂民説話

○中浜藤次郎らの漂流談

「嘉永癸丑冬十一月望膳錄畢テ書之、常府木之地小沼氏藏書

右小沼氏々嘉永七寅二月借得テ写」

高橋相模願書写 嘉永七年二月

【草乃加支波二十】 白半紙、三中自写

(表紙)「異國往来 林氏家蔵」

(奥書)「異國往来 林氏家蔵」

右國書往来一卷讀耕耘先生所輯錄也其玄孫龜谷林君為余親贈

写以贈云

安永甲午仲夏十二日兔道沢元愷書

色川三中の黒船一件記録について(中)

(14) 刃正月廿日江戸屋敷中田氏々來ル書簡

嘉永癸丑仲夏十九日於溫古堂写馬鏡浦漁夫長好  
同甲寅初夏以菅長好伝写本親膳写加一校畢 色河三中

数十巻アリト云

(朱)「甲寅春初得讀外蕃通書或人之藏本也塙先生閱之曰抄一本藏

之書庫余他日得間対校此書蓋有所得最多也三月廿日鏡浦重書

於溫古堂塾」

**【草乃加支波 廿一】 三中手批**

(表紙) (内題)とも  
西洋諸夷略年表

○明応八年—弘化元年の記事を載す

**【草乃加支波 廿二】 三中朱校**

景山侯献策 天保九年八月朔日齐昭  
(奥朱書)  
「嘉永甲子四月峯治写之」

**【草乃加支波 廿三】**

(表紙)  
弘化元甲辰之記

- (1) 天保十五辰六月廿六日長崎表も出七月八日到来即日御用番え  
差出カヒタンより申上ひ横文字和解
- (2) 阿蘭陀本国より差越レ船中主役之者御役所罷出レ砌途中固之  
儀二付申上書 伊沢美作守
- (3) 三ヶ条願通御許容被成下レ御礼合炮之儀は御当国御振合遂一  
承知奉畏レ儀并玉薬難差出次第申上ひ横文字和解
- (4) 阿蘭国王も之呈書并献上物本国仕出ニテ差越レニ付在留かひ  
たん申出レニ付取計方奉伺レ書付 辰七月 伊沢美作守
- (5) 天保十五辰五月廿五日碁所井上因碁も寺社奉行御月番松平和  
泉守殿え差出レ由之上書
- (6) 長崎表一条書留 天保十五年一
- (7) 天保十五年甲辰六月入津阿蘭陀人も差上レ風説書
- (8) 天保十五甲辰七月四日松平主殿頭口上書

**(8) 御届書**

- |                                      |    |        |
|--------------------------------------|----|--------|
| 七月                                   | 四日 | 松平主殿頭  |
| 七月                                   | 四日 | 小笠原佐渡守 |
| 七月十九日                                |    | 松平主殿頭  |
| 七月                                   | 三日 | 大村丹後守  |
| 六月十八日                                |    | 伊沢美作守  |
| 六月                                   | 六日 | 松平肥前守  |
| 七月                                   | 三日 | 松平美濃守  |
| 御役所も阿蘭陀カヒタンえ被仰渡                      |    |        |
| 使節之大船                                |    |        |
| 当地風聞書 大坂も大槻先生え之書面也                   |    |        |
| 加納与右衛門                               |    |        |
| (三中朱書)<br>「大坂薬店ヨリ江戸薬店へ廻りレ書面之由大同小異アリ仍 |    |        |

而朱書ヲ加フ」

(10) 天保十五甲辰年九月訳者當中え御呼出誓詞血判之上蘭書翻訳  
被仰付

(11) 天保十五甲辰年八月十六日松平大隅守殿御届

(12) 天保十四年卯五月十七日

(13) 天保十五甲辰年九月訳者當中え御呼出誓詞血判之上蘭書翻訳  
被仰付

(14) 天保十四年卯五月十七日

(15) 天保十五甲辰年九月訳者當中え御呼出誓詞血判之上蘭書翻訳  
被仰付

(16) 嘉永二年三月十七日中納言殿家政向ニ付御用番御達

(17) 土佐国万次郎申口一本 (三中朱校)

三中朱書頭標 田烟、亀多、黒坊、大人國、銀錢、アメリカ

金山、沙金、言語不通、金紋笠、烟、金銀大小

(8) 漂客談寄鈔錄 (三中朱校)

嘉永五年季秋

三中朱書頭標、金錢十二万枚、不毛、パン、金錢千二百枚、

桜竹无米无、パン、米ハ印度清國南アメリカヨリ云々

升、紅紛白粉、羽ノ紙、銀錢銅錢

(9) 米利幹文字廿六

(10) 長崎詰御普請役來到来写 会所調役・年番町年寄え

(11) 阿蘭陀加比丹存付い趣申上い横文字和解

(12) 天機十八ヶ条

(13) 内秘書 十月朔日

(14) 加藤様家来武田斐三郎状 正月十日 西岡新左エ門宛

(15) 魯西亞船出帆遣し文云々

## 【草乃可支波 廿五】 全冊三中自写

(表紙)  
一癸巳甲寅

或差出狀中ニ

(1) 魯西亞都督奉行職ブーチヤチン書翰和解

(2) 丑十二月細川家毫有吉頼母同家中え相渡書付

(3) 松平薩摩守殿大船十二艘製造願

(4) アニワ港出張魯西亞勢之首長ヘ オロシヤ使節より差遣い書面和解

(5) 丑十二月

(6) 二月廿二日伊勢守殿御宅へ銘ミ家老呼出御渡書付

(7) 細川ら五侯へ大船製造ニ付

(8) 寅二月アニワ港出張魯西亞勢之首長ヘ オロシヤ使節より差遣い書面和解

(9) 「嘉永七年甲寅正月中アニワ港出張魯西亞勢之首長ヘ オロシヤ使節より差遣い書面和解

色川三中の黒船一件記録について (中)

卯十月廿八日於江戸御達

御直書之写

申渡

弘化三年四月廿七日小山田外記書籍二万卷指上御扶持加増被

申渡

嘉永二年三月十七日中納言殿家政向ニ付御用番御達

(10) 異船相見レ段御届 正月廿四日、正月廿七日

(11) 異人差出レ書差上レ段申上レ書付 林大学頭外五人、正月廿七日

七日

(12) 金沢辺御固之儀ニ付申上レ書付 林大学頭外五人、正月廿七日

(13) アメリカ御返翰案

「先日御下ケ相成レ御書取類を始として魯西亞在え之御返翰并当秋長崎奉行ヲ阿蘭陀人え申渡之趣等を見合せ右等之

### 【草乃加支波 廿六】

(表紙)  
「嘉永七甲寅」

(1) 乍恐以書付奉申上レ 寅二月廿二日 (三中自写)

武州東子安村百姓鎌藤 神奈川代官斎藤嘉兵衛役所宛

(2) 異国人之儀ニ付御伺申上レ書付 二月 (三中自写、異本校合

朱入)

斎藤嘉兵衛

(3) 和泉守殿宛亞美利加船之儀ニ付急速申上レ書付 (三中自写)

(4) 嘉永七寅年二月十四日光新宮におるて奇異之事

日光吟味役野沢宮輔 堀美濃守用人宛 (三中自写)

(5) 四月九日牧野備前守殿御渡御書付写

(下田、箱館ニテ闕乏品被下)

(6) 嘉永七寅三月茅野福次郎手簡写 (大久保真菅写)

大槻平二作詩

「右陣中奉行浜野氏より借得て写」

趣意ニ本つきレ取調申レ」

(14) 亞墨利加御返翰ケ条之内御書加ニも可相成哉之ニケ条案

(横浜村増徳院境内異船中病死者墓所碑ノ図  
(朱))

按ニ吾寅二月十二日ハ夷ノ三月六日ト云片ハ彼カ元日ハ丑ノ十二月六日ニテ在シナルベシ此原因誤謬多シト覺ユ其詳

ナラサル蛮字ハ原ノママニシタ、メオク」

(16) 水師提督彼理肖像

(欄外朱評)  
「読起ニ句使人欲裂棄可惡可憎痛罵馬鹿非君子之事……」

狂詩一篇

「右狂詩一篇不知何人作或云林子平亡靈作之或云是塩竈明神詫宣也」

佐賀侯文并詩

天保辛丑之春崎鎮防衛常額之外撰少壯士若干、屯戍于香焼島以為永則……」

(三中朱書)  
〔紀元一千八百二十二年鑄行セル地誌ノ中ナル日本バカリヲ訳セルナリ」地誌抜訳 肥前佐賀池田洞雲訳閲

(朱書) 紀元一千八百二十二年我當文政四年  
「嘉永七甲寅春於溫古堂謄寫之」

(欄外ニ三中ノ標記朱書アリ)

大久保加賀守殿御届書之写 三通

四月七日一十日

- (11) 彼理肖像絵写  
 (12) 蒸氣機関車絵写  
 (13) 同 車輛絵写  
 (14) 接見の節應接所詰方絵図写

### 【草乃片葉 廿七】

- (1) 長州世子修理齊広公与家臣繁沢図書書  
 「世子于時二十歳」 (三中朱校)
- (2) 福井侯徳行録  
 大黄製法ニ付採薬人夫并銀子拝借願書 (卷三十一—(4)参看)
- (3) 嘉永七年 大坂天下茶屋津田助三郎、同道修町桃栖橋平  
 信湯佐久郡小布施村高井三九郎
- (4) 韓賈姜譲漂客於嘆夷而寄其故旧書  
 河原翁書状
- (5) 三中注「嘉永七甲刁」
- (6) 寅五月廿日五島兵部殿御届書  
 羽倉湯九贈某書生
- (7) 六月十九日御用番和泉守様へ差出い地震御届写  
 石川主殿頭、土方備中守
- (8) 景山侯え御老中も差上い御意書  
 「嘉永七年七月四日夕明五日ニは御登城と申来ル故急御登  
 城被遊之處公方様於御座之間御対顔御懇之上ニて御老中も  
 差上之御意書」
- (9) 色川三中の黒船一件記録について (中)
- (10) (但州出石之僧徒上書之写 嘉永六年十一月 寺社奉行宛)  
 (朱書入)「此九ヶ寺一同相揃僧徒練兵致之由其装ハ武家様の陣羽織を  
 着し檀家ニて禪杖と称し六尺棒ヲ持事有之訳ニて面々六尺棒  
 ヲ相携レヒト申事、仙石侯一覽被致レヒト申事也」  
 (九ヶ寺は宗鏡寺、願成寺、正眼寺、慈眼寺、慈等寺、  
 極樂寺、安國寺、藏雲寺)
- (11) (奥書)「異国船一条ニ付貴寺始義胆之趣致大慶レヒ、派中一同え宜頼  
 入レヒ、猶委曲堀昇山え可申達レヒ以上、讚岐、宗鏡寺方丈」  
 (朱書)「右ハ仙石讚岐守殿御國出石ニ於て僧徒申談之上上書致レヒ由  
 其根元ハ仙石侯ニても彼是武備御手當有之慈眼寺伝來致レヒ況  
 麗和尚夢見之鐘とやらんヲ無心致レヒ処住僧云是ハ古老相伝之  
 品ニて難献旨及断レヒヲ宗鏡寺承り永代之御國恩幸報レヒハ此時  
 節ニ有之レヒと一同申合慈眼寺へ屈服為致右之通上書仕レヒ趣承  
 リ及レヒ」
- (12) 御軍制改正御用御達書  
 (大目付)筒井筑前、(町奉行)井戸対馬、(勘定奉行)松平河内守、川  
 路左衛門尉、(御目付)鵜殿民部少輔、一色邦之助、岩瀬修理宛
- (15) 加賀国ニテ雲中ヨリ降ル異物ノ図 丑十一月十三日  
 松任町年寄届書ノ写  
 (16) 京都失火一件寅四月七日朝五時過飛脚屋十右衛門より届 焼  
 亡地図かわら版写とも (10)と同筆力)

【草乃可伎葉 廿八】全冊一筆

(表紙)  
「松崎氏用人筆記」

日記

此、是松崎滿太郎君近士某之記述之書也」

(付録添え)

「嘉永七年正月ヨリ三月マテノ日記、應接ノ様躰荒増如

【草能片葉 廿九】

(1) 捷夷私儀 仙台入江済民

(未に斎藤馨、大槻崇、会沢安らの評を付す)

攘夷篇、建兵篇、修艦篇、水闘篇、陸戦篇、戌島篇、築桟  
篇、七策篇、張勢篇、基督教篇

某書状之内

「寅七月崎陽え唐船蘭船入津之風説ヲシヤトルコ大合戦最  
中トルコノ方えフランスイキリス等加勢ノ由、右争乱ニ付当  
分異船渡來有間敷併勝負之模様ニ寄直様日本え可參も難計実

ニ不穩時節當年中ニは右合戦片付申間敷ニ御座

ア蘭人え御注文被仰付レ大軍船并蒸氣船云々

(3) 条約(漢文) 嘉永七年三月三日  
一八五四年三月三十一日

(4) 箱館風聞書状写  
嘉永七年五月九日 夢熊樓主人

【草能可支波 三十】

(表紙)  
「千代田問答」

千代田問答

## 【草乃可支波 三十一】

(1) 公儀御達之写

(六月二十九日宗対馬守え鞍鑑被下より七月大船製造ニ付

テハ惣船印白地日の丸幟相用ひ様まで)

(2) 嘉永七寅年九月ロシア船天保山沖乗入之趣大坂邸より土浦へ  
遣ス書目之内

(三中の朱書入多くあり)

長崎台場図写(二枚)

大黄調製相成先書御尋問之返事并輪葉之談(卷二十七ノ3参

看)

甲寅霜月十八日 日長英連 三中宛

## 【草乃可幾波 三十二】

(表紙)「十一月地震一」

(三中自写)

(1) 東海道大地震飛脚屋報知

(2) 江戸出火飛脚屋報知

(3) 東海道寅十一月四日朝地震(江戸邸よりの報知)(三中自写)

(4) 嘉永七年甲寅十一月七日朝飛脚屋より届書之写(三中自写)

四日市、大坂よりの報知抄録

中途ニ「右十一月十六日夜安藤氏より相廻る」トアリ

(5) 伊豆下田大地震津浪大変之事

(6) 「右は村垣与三郎様十日ニ御帰府有之ひニ付村垣様御物語之趣」

(7) 地震風聞之次第区々ニ取留レ義無之ひへ共旅人等之噂申進

ハ

(8) (7) 和泉屋甚兵衛御役所へ報せ状写 十一月七日 ( ) ( )

諸侯御届写

大久保加賀守 太田摶津守 青山下野守 西尾隱岐守

黒田信濃守 松平能登守 柳原越中守 水野出羽守

摶津大地震ノ図かわら版ノ写

(文字ノ部分ノミヲ写ス)

(10) (9) 廿八日近江屋小兵衛殿より申来留(長崎も大津浪云々)

金重ヨリ申来留 十八日出(被害地名列記)

(11) 嘉永七在歳甲寅十一月四日又五日大坂地震事(書状)

霜月十五日 日長英連 色川三中宛

## 【草乃可幾波 三十三】 この一冊三中自写

(表紙)「十一月地震二」

(1) 松平丹後守殿御家中より江戸藩へ遣す小嶋地震之書状

(4) (3) 諸方書状抜書

(2) 十一月十二日松平讚岐守殿御領分地震御届

色川三中の黒船一件記録について(中)

ぬし 橋元輔冬照ぬし 山崎知雄ぬし 桑名ひしや 山城  
や 黒川再度 甲州商某ヨリ江戸日本バシヘ来ル状 大坂 (5) 某十二月六日状（魯西亞船戸田浦覆没）  
小嶋屋認書状 (6) 紀州御七里池田磐三郎沼津宿より注進書 十二月三日  
(7) 地震ほうくゆり状之事（献文）

【草乃加伎波 三十四】

海外漂流年代記 前編

(嘉永七年弥生序)

横本小版の板本を半紙に貼りつけたもの

(5)

『草の片葉』に収録されている文献は、そのすべてが黒船の渡来に直接関連するものとは限らない。卷二十に林読耕斎の『異国往来』があるし、卷三十二・三十三は嘉永七年十一月の東海大地震に関する情報集である。しかし、それらを含めているところに、同時代記録としてこの編書に対する三中の意図を汲みとることもできるであろう。

虚実を合わせて、黒船に関する情報が数多く転写され流布したとはいえ、土浦の一商人にすぎない三中が、右に列示しただけの質量の記録を蒐集し得ていたことは、やはり注目に価いすると思われる。

『草の片葉』三十四巻を通覧すると、筆跡からみて三種類に分けられる。その一は三中の自筆分であり、その二は單一の、比較的幼筆で書写されたものへ三中が朱校を加えた分、そしてその三はそれぞれに筆が異なる分である。そして、これらの区別は、記録の蒐集されていった経過にもとづくものと認められる。即ち、一と二は、第三者から借りた書類を、三中自身および身近かにいた年若い人（恐らく塾生）が書写した場合であり、三は第三者から写を貰った場合であるとみて間違いない。

つまり、約二六〇点にのぼる関係文書の蒐集は、貸与して写させるか、写して与えるかの方法で、三中にそれらを提供した人々の協力によって行われたのである。ではそれら協力者はどのような人々であったのか。この疑問に全面的に答え

ることはできないが、上掲の細目中に抄出しておいた原本の書込みと、『片葉雑記』『来翰集』を見合わせることによつて、若干の事例を知ることができる。

まず挙げられるグループは、『片葉雑記』に来話者として登場していた、土浦および周辺の友人たちである。例えば『雑記』で最も頻繁に三中のもとを訪れて情報を語り伝えた藩士木原行蔵からの提供があつたことは、卷二十九—(2)に「木原君より転写之内　寅七月」との三中の朱書があること、また『来翰集十六』に

拝読、返啓書落掌、所約の応接掛聞書入御覧候、草略頓首

十八日

木原

色川様

なる行蔵の書状があることなどから分る。この手紙は嘉永六年十一月のもので、提供された「応接掛聞書」は、恐らく『草の片葉』卷七か卷十四かのいずれかであろう。<sup>(1)</sup>

同様に、卷八—15「福州より琉球国へ到来書翰之写」には「長嶋氏之本ヲ以テ写ス」との三中の注書があつて長嶋尉信の提供分であることが知れるし、卷一九—15「土州漂民談話」は「右小沼氏より嘉永七年二月借得テ写」の三中注が府中（石岡）の医師小沼貞斎から借りて写したものであることを示している。

また門人の大久保七郎兵衛（眞菅、菅谷村名主隠居）が水戸滞在中に筆写して提供したことが明らかかな分として卷拾一3「水府侯不可和十ヶ条」、同—4「随足建言之内」、卷一九—11「横浜応接掛聞書写」、卷二六—6「茅野福次郎手簡写」などがある。

これらの事例から、三中の情報蒐集にかねて協力していた友人・門人たちが、耳にしたところを語り伝えるのと並行して、書類の提供にもつとめたことが知れ、『草の片葉』の一部はそのようにして蒐められたことが明らかである。しかしながら、土浦藩庁での下級藩士である友人の書写や府中の医師、名主隠居などを通して入手しうる範囲はおのづから限ら

色川三中の黒船一件記録について（中）

れている。あれだけの書類を蒐めるには別のルートがあつた筈である。

三中が関係書類の蒐集に協力を依頼したことを語る資料が『来翰集』の中に見出される。その一は、嘉永六年七月十日付の山崎知雄の書状の一節である(『来翰集一六』)。

当六月異国船渡来、さてく騒がしき事にて、誠に諸道の妨に相成り、一大患のことにして御座候。右一条、筆記もこれあり候はゞ御目に懸け候やう仰越され候へども、さのみ慥なる面白きものもいまだ写し申さず候。浦賀奉行より六月三日両度の御届書、并に川越侯より御届、其外諸向へ御達書、所々御固メ次第書、少々写し候へどもあまり珍しからざる書にて、是等の書は最早や定て御写し成され候御事と存候。且は余程の長文にも御座候間、早速にも写しかね差上不申候。此節彼國より持參候書翰翻訳和解、両林家并筒井君等にて清書に相なり、大小名諸家へ配達に相成、諸家の意見を御聞き成され候よしに御座候。右の書近々の内手に入候はゞ写し取、内々御廻し可申、去りながら是は紙員廿五六丁も有之由に承り申候。其外少々手元の筆記も別段写し差上げ候も手軽くも無之候間、其節は手元の原書のまゝ差上げ可申、しかしながら中には埒もなき事ども書しるし御座候

明らかに、三中からの文書記録の蒐集・提供依頼に対する返事である。知雄は、筆写の労が煩わしいながらも、協力を惜しまないことを報じている。

また、『来翰集』にこの知雄書状につづけて収められている七月八日付の黒川春村の書状には、次のような一節がある。

黒船一条は此程少々伝説など筆記いたし置候へども、先便も申し候通り、遠路書立て御目に懸け候こと何分恐多き事にて、その儀能はず候。但し其大概は、五十間許の大船式艘、廿六七間の蒸気船式艘、人數都て二千人程と申事、去月八日浦賀久里浜に卅間に廿間の仮屋出来、奉行兩人立合、大將分上陸いたし、書翰御請取、御返書は來夏長崎表にて御渡しに相成るべき由、則十二日出帆に相成候。右異船の儀は、共和政治洲話聖東と申立て候へども、実は其屬國カリホルニヤの軍艦にて、此度の使節一条成就の上は上國に取立つべき契約にて参り候など相聞候。且又上様御大切

一条は多分当月廿日御発しと申す事に候。去る三日より水府老君隔日に登城に相定り候。幾日の事か知れず候へども、此程かの蒸氣船壹艘薩州沖にて車より火いで焼失、乗合の異人はバッテーラ伝馬船に薩州へ走り込候など風聞有之候

黒川春村は三中の依頼に對して「遠路書立て御目に懸け候こと何分恩多き事にて、その儀能はず候」と断つてゐるのである。そのように文書記録の提供を断りながらも、「但し其大概は」と続けて伝聞の梗概を報じてゐるのも見逃せない。因みに、文中に「先便も申し候通り」と、提供の断りはすでに前便に述べたといつてゐる。『来輸集』で見る限り、その前便は六月晦日付のものを指すと思われるが、この手紙には次のように書かれている。

扱当月上旬は、近年粗伝聞の事とは乍申、意外の物窓にて御地辺迄も何角御混雜御心配有之候由、扱々心痛の次第に奉存候。猶当地も今以実説不分明、此末いかが成行の事やらむとさらに安心難仕候。あら／＼承り候処、此度の異船はアメリカ合衆國のうち話聖東ワシントンとやら開國の王名を国号としたりとかや、大船式艘蒸氣船式艘去る二日未刻に浦賀湊迄乗入候由、即日御届書に見請申候。異人申候には此迄と違ひ警固船など差出候はゞ異変をも發し可申杯断り候に付、番船御固めも無之由申候。幾日にや同所に仮屋をしつらひ異人ども上陸にて、御奉行井戸氏と云々応対いたされ候よし、何事を願ひ候や種々区々に申候間、他日実正を聞いて可申候。船數人數なども多少粉々として申がたし。十二日出帆いたし候へども尚しばらく沖合にかかりをり候風聞も有之候。其余諸説有之候へども何分虚実分明しがたく候間不申候

ここには「恐多き事」云々に該當する断りの文言はみえない。しかし文面からみて、三中の依頼に對する返事であることは確かであり、諾否を答えずに伝聞のあらましを述べるとどめているから、言外に書類の提供を断つた積りであつたともうけとれる。

既述の通り、三中が異国船一条について別記『片葉雜記』を作成することを立つたのは、かれが渡來のことを知つ

た三日後の嘉永六年六月十日のことであった。いまここに引用した山崎知雄の七月十日付書状、黒川春村の六月晦日付・七月八日付書状は、別記起稿等いくばくもないころ、三中が関係文書の蒐集を思い立ち、その提供方を江戸の二人の学友に依頼したことを見しているのである。

山崎知雄と黒川春村<sup>(1)</sup>は、ともに著名な考証派の江戸の和学者であつて、三中がかねてから古典や古文書の蒐集・研究について深い交りを重ねてきた人々であった。三中は商用で江戸に出るたびに二人を訪れており、三中の塙忠宝・村尾元融・内藤広前・佐藤方定らとの交流はみな二人の仲介によるものであったし、三中の蒐書事業も二人の協力に負うところが多かつた。とくに塙忠宝の手許にあつた中山信名の『新編常陸国誌』の未完成遺稿を含む旧蔵書を一括して、忠宝の続群書類従出版費への助成金と引かえに、三中が引取つたのも二人の仲介によるものであつた。<sup>(2)</sup>

三中の知雄・春村に対する黒船関係文書の蒐集提供依頼は、こうした積年の文献学上の交流によつてつちかわれた個人的な交友関係を前提として行なわれたものだつたのである。これに対して、知雄が筆写の労をいといつとも協力を約し、春村が取締にふれることを恐れて風聞を手紙で伝えることに制限したことは、右にみた通りである。

約束に従つて山崎知雄が提供したことの確かなものが『草の片葉』巻十二・十三の両巻をなす「亞美現駕渡来実録」である。これは六月三日付の戸田伊豆守御届書に始まり七月一日まで約一ヶ月間の関係文書を集録し、巻末に国書の翻訳（漢文と和文）を付載した、嘉永六年度の黒船渡来に関する基本史料の集成である。巻紙に書かれたものを、三中が半紙に帖つて冊子に仕立てているが、長大な全文が知雄の胆念な筆致で写されている。そして本文の初めに

三日より十日に至り黒船事実、日並順に御一覽被成候へばつまびらかに相分り候  
と朱で書加えられている。これが恐らく、さきに引用した書状で「余程の長文にも御座候間、早速にも写しかね云々」と述べたものに相当するのであろう。たしかに、これだけの分量を筆写して贈るのは、容易の煩勞ではない。

『草の片葉』巻八の初めに、天文方の「慧星御届」「陰陽師注進書」にはじまり、七月十三日付「桑名侯上書」、八月二

十日付「四民上納金論告触」にいたる同筆の六点が収められている。この分については入手経路についての注記・書入れがないが、筆跡は三中の実弟金二郎（美年）のものである。そして、これに照應すると思われる記事が『片葉雑記』の嘉永六年十月十八日の条に

夜に入雨、金二郎方より江戸にて写したる松平越中守殿上書持参なり  
と見え、さらに『来翰集』十七帖の同年十月十一日付山崎知雄書状に

異国船一条の儀、扱々申ても無益の事ながら誠に心頭にかかり、万事の妨に相成り困り入り申候。当地の状態、此節の風評、賢弟ご逗留中あらまし御見聞成され候次第、能々御聞取り下さるべく候。少々手前方へ写し置き候書類お目にかけ御写し成され候間、御一覽下さるべく候

と見える。これらを見合せると、商用で出府した弟金二郎が知雄のもとを訪れて、かねて知雄が集めておいた関係文書を写しとて帰り、兄三中に届けたものであったことが知られる。そして、『片葉雑記』での風聞蒐集について、金二郎ら家族や雇人が三中の意をうけて協力したと同様の経過が、『草の片葉』の蒐録についても行われていたことをあわせ知ることができる。

このほか山崎知雄の提供が明らかなものに、巻二九のうちの「嘉永七寅年蘭船渡來蒸氣船主役より風聞之儀かびたん承り申上候横文字和解并別段風説書之中抜萃」と表記された、和蘭商館長の通報と風説書の抜書がある。これには表端書に「甲寅八月中旬山崎ヨリ」という三中の朱書があるので、嘉永七年八月知雄から送られたものであることが証されるが、抜書の末には知雄の次のような奥書きが書加えられている。

以上少々抄録いたし差上申候。原本も甚早卒に写し候物ゆゑ誤脱はありげに被存候。全冊にては廿枚程も紙員御座候急便の事殊にいつもながら紛中故、誠に少々ばかり抄出いたし御目に懸申候

○外記日記も第三冊を一冊差上申候。一二を除き第三も如何に候へども、一二は自点例も未定、第三頃より点例もやゝ

定り候様に御座候に付、中半の所を一冊差上申候。

山崎知雄は岸本由豆流門下、続群書類從の編纂校訂にも加わった古典学者であった。この抜書を三中に送るにあたって、原本が粗写本であつて誤脱のあるを保しがたいと断つているのは、いかにも文献学者らしい注記であるが、それは決して知雄の一方的な配意だつたのではない。既述の通り、「草の片葉」には塾生に書写させた分が少くないが、それらには必ず三中自身の朱が入つており、三中が原本と校合していたことを示しているし、また同じ文書を重複して入手したときは、必ず校合して「異本何々」と朱筆で校訂することを常としていた。

なお、右に引用した知雄の後注のうち「○外記日記云々」は、これだけでは文意を得がたいが、この抜書とともに送られた八月十二日付の書状（『書翰集』二二帖）に次の一節がみえる。

然は先便に外記日記残り分式冊差上、其節は無理なる儀相願候所、早速御許容被下大慶奉存候。右に付点例と御見合せに前巻差上候様被仰越、則差上候。誠に杜撰千万、謨謬だらけの事に御座候。又紛しきは闕如すの心得に筆を下し不申、其儘にいたし置候所も多く御座候。必いつを期といそぎ候事にては無御座候間、御心永に御閑暇に相願候事に御座候。諸君の御助成にて全部成功に及候はゝ頗珍書とも相成可申と樂罷在候。尤巻尾に句読の諸君御性名御識被下候様相願候心得に御座候。猶此儀も外々の書例等も相定り候はゝ後便に可申上候。

これよりさき三中は知雄から外記日記（中原師栄）を借りて写本を作っていたのであるが、かねてその校訂加点にかかっていた知雄は、写本の作成を機会に、その作業を三中に依頼したのである。三中は社中とともにその仕事を進めることを約したので、知雄は校訂の方式を示すために手稿本の第三冊目を送り、閑暇の折に作業を進めてくれるように依頼した。知雄は三中社中との協同作業に大きな期待を寄せるとともに、「句読の諸君御性名」を明記することによつてその功を共に分ち合おうといつているのである。

江戸と土浦との間でこのような共同研究が行なわれていたこと自体、きわめて興味ある事実であるが、ここでは特に三

中の在り様に注目したい。黒船の渡来を迎えて夷敵の打払いを祈念しつつ、前稿にみた通り、天下一変の世直りの予測をもって事態の推移を見つめ、広く情報を蒐めていたのである。知雄に対する依頼もその一環に他ならなかつた。そのように、切迫をつけつつある社会状況への熱い眼差しと並行して、三中は古典の写本作成やその校訂という緻密で基礎的な学問に打ちんでもいたのである。そして、そういう三中をよく知った上での知雄の黒船史料提供であり、春村の風聞通報であつたのである。

さて、三中からの依頼に応じて関係文書を写しとつて提供した知雄は、どこからそれらを入手したのであらうか。知雄自身はそれについて全く触れていないので、確かに知りえないが、出所の多くが番町の温古堂<sup>ハコドウ</sup>・和学講談所であつたかと推測される節がある。

『草の片葉』卷三は、三次にわたつてペリーが提出した国書と書翰の和訳九点を收めているが、全冊が同筆である。そしてその中の大統領国書の奥に

嘉永第六癸丑年七月十一日於温古堂写之

との注が書込まれてゐる。この卷三と同筆なのが卷二十の「異國往来」（林読耕斎編）であつて、これには

嘉永癸丑仲夏十九日於温古堂写  
馬鏡浦漁夫長好

同甲寅初夏以菅長好伝写本親<sup>(マ)</sup>臘写加一校畢 色河三中

の奥書がある。馬鏡浦漁夫長好とは、前稿に記した伊豫大三嶋神社の神官、菅原右京介長好に他ならない。長好はこの年（嘉永六年）二月三日に温古堂主塙忠宝の紹介状を持って三中の許を訪れてきたのであるが、三中の『來翰集』一五にはその忠宝の伝書につづけて、二月朔日付の黒川春村の書状があつて、そこにも

此度番町塾生衆筑波辺遊曆に付、貴家をも御尋問可仕候間、宜相願候様同家主人よりも宜敷相願候由に候。今日番町会日席上より略書呈上の儀故、先日御返事の申残しも可有之、書余後音可申述候

色川三中の黒船一件記録について（中）

と書かれている。たまたま温古堂の定期会日で来合わせていた春村が、堂主忠宝から頼まれて三中に宛てた長好の紹介状を書いたのである。

三中の日記や三中宛來翰集によると、長好は三中の伝書をもらって水戸に行き、一旦土浦に戻った上、再び三中の伝書を持って潮来・香取に遊び、四月十三日に土浦を出て江戸へ帰っている。そして七月二十五日に、また江戸から三中の許に来ている。従つて、長好は四月中旬から七月二十日過ぎまで、黒船来航の六月の前後を温古堂に在塾していたわけで、『異国往来』を五月十九日、米大統領國書を七月十一日に、それぞれ温古堂で書写したのはまさしくその間のことである。

なお、外に静嘉堂文庫の色川旧藏書中にケンペル『鎖国論』の三中自筆写本があつて、その奥書に

嘉永六癸丑年八月上浣以菅原長好所藏本書写畢 色河三中

とある。恐らくこれも長好が温古堂で写してきたものを三中が自ら写しとつたのであろう。

このほかに『草の片葉』巻二六に肥前の池田洞雲が訳出した「地誌抄訳」が収められていて、これには  
嘉永七甲子春於温古堂謄写之

との朱書があり、これも長好の筆跡である。長好は、前稿に記した通り、三中の命で嘉永七年一月にペリー再船後の状況視察のため土浦から江戸へ出ている。そして二月一四日付の書状に「私無事消光、壇に滞留仕り申候」と三中に申送つてゐるから、池田洞雲の抄訳は明らかにこの滞在中に写して、三中の許に持ち帰つたのである。

このように、三中の意をうけて情報の蒐集につとめた菅原長好は、塾生として留学中の温古堂で関係書類を写しとり、それらを三中に提供していたのである。温古堂は幕府直轄の史料編纂所である和学講談所として林大学頭の支配をうけていた。そして、林大学頭が外交掛を勤めていたばかりでなく、塙忠宝は前田夏陰とともに、嘉永五年春に將軍に目見えして以来、国学者として外交上の故事について幕府の諮詢にあづかる立場にあつた。<sup>(3)</sup>したがつて、忠宝の主宰する温古堂に最新の異国関係文書が蒐つていた可能性はきわめて濃い。塾生の長好にしてそれらを披見し書写する機会をもつていたほ

どであるから、温古堂の同人ともいすべき山崎知雄や黒川春村は一層便宜の多い位置にいたと推測されるのである。

さきに引用した嘉永六年七月十日付の、知雄が三中の依頼に答えた返書の中に

番町にても戎船一条にて万事さしつかへ甚困り被居候

と書いているのは、彼の入手経路を示唆したものと解される。

## (6)

『草の片葉』所収の書類の入手法については、なお検証すべき点が多く残っているが、三中のもとに蒐められた関係文書が、そこから周辺の人々に渡っていたことに注目したい。

例えば、情報提供者のひとりであった府中（石岡）の医師小沼貞斎の嘉永六年一一月二一日の手紙がある（『書翰集』一

## 七

追日寒冷ニ罷成候処、先以御賢勝ニ可被遊候由奉嘉候。陳は此度御内様小井戸へ御出ニ付、往復とも御立寄ニ相成、御病状も得と診察仕候て、前方の中□□大黄制ニ御座候得とも、かよふ沈固に致し候症には大黄□に附子少々壹分位ツ、加へ候得は穩に参り申候。少々にても酒は御禁し被成候方宜奉存候。二十帖調進仕候。御服後御容子御伺可申上候。先日はアメリカ一条御集の書類二巻御貸し被下難有奉存候。是にて委曲相分り申候事に御座候。為写置申度候間、今少々御かし置被下度、勿論容易に他見は不致候間、御安心可被下候。將近頃江戸より申参候もの御座候。定て御覽被遊候事には可有御座候得共、一本白はた一條の事は実説ニ可有御座候哉承度候。実事に候得は大変の事、不届とも何とも可申よふ無之事に候。御申渡の中、御聞届ケの有無は不申聞と申事は如何の含に可有御座候事に哉分り兼申候。先は右申上度、御立かけ勿々如斯ニ御座候 不一

霜月廿一日

色川三中の黒船一件記録について（中）

文中に病氣がちであつた三中の妻竹子が新治郡小井戸村（現石岡市小井戸）の実家江橋家への往復の途すがら診察をうけ投薬して貰つたことがみえるから、小沼貞斎は色川家にとつてかゝりつけの医者であつたことが知れるが、後半では情報の提供者が同時に受領者でもあつた関係が端適に示されている。「アメリカ一条御集の書類」が『草の片葉』であることは疑いがない。「安易に他見は不致」と断りながら、貞斎はこれを書写したのである。

その後の経緯と貞斎の反応を示す二通の書状を、次に引用しよう。

尚々御内君様并皆様へ宣願上候

笠間御使へ御書翰并片葉集九・十二巻と過日上ケ候書類御返却、一同慥に落掌毎度難有奉存候。御内君様其後差ては御変り被遊候儀も無御座旨、只々腰の具合不宜旨御使の口上に令承知仕候。先前方調進仕候御服後亦候御容子御伺可申上候。片葉集前借の七・八の巻、明日は写し終に相成候得とも、統合旁明日御返上に間に合兼申候。一両日遅引恐入候。此巻にて浦賀より段々琉球の始末、五十年前迄の招さしの事も巨細に相分り、皇國の大事遂一覽候事、尊君の御陰と難有万々拝謝候。猶又後の書類御貸被下、別段被仰付候十之巻の水公の存意、一寸一覧、感服仕書翰にて驚き入候。九之巻、彼是熟覽仕候はゝ得と世態相分り可申候得とも、安心には不相成候事と略被存候。如来示、十之巻は実々祕中の祕物、他見は決て不相成候事と慎み候間、此儀は御安心可被下候。両三日中写し、慥かなる使に差上申候間、少々の間御貸し置被下度願上候。扱兼て難症とは存候得とも、人參庶葦湯にて一旦は発起の勢へも出申候よふにも存候得とも、元陽衰弱の上、姑息の愛にて良薬をおこたり候ゆへ、亦々内陷の氣ざしと相見え、手をつかねたをるゝを見候よふの事に成行可申も計り難く、心外千万の事に御座候。労症の床につき候よふに相成候ては、扁鵲仲景とてもいかんともすへきよふは有之間敷奉存候。是より只々良医の策欣望致し候事、如何間に合可申候哉。先は右申上度、今日は殿出、夜に入帰宅、彼是混雜、惡筆御察見希候、頓首再拝

## 三中様

寒冷とは乍申余程嚴敷相成候。如何御凌被遊候哉、御内君様御儀其後如何御出被遊哉御容子御伺申上い。過日は亦々祕物二、九・十之卷為御見せ被下万々難有奉存候。前借分七・八長々留置恐入候。今日書生真鍋迄用向にて罷越候間、七・八・十之卷御返致置申上候。御落掌可被下候。九之卷は今少々御借置申上度願上候。扱十卷之祕物略一覽仕候。實に困入候事に成行可申事に候。諸先生の按一覽仕に良方法不少候得とも、いかにも病家暗昧、利非不分明故と被存候。此度は大病大毒にいたり、補溫兼施し候も失策、溫補和融にて治し可申哉、實に桑公・水公接の如く死生天に任せ、ひたすら攻撃毒を去候外、本復の期は有之間敷哉と被存候。邪毒陰位に陥り候は漸々□疲延絶様に可及哉とたんそく余り有候事に御座候。亦々能事も御座候は為御聞被下度、九之卷拝見儀亦後卷御願申上度候。先は右申上度早々如斯に御座候。恐々謹言

十二月五日

小沼貞斎

色川三中様 玉几下

小沼貞斎は二巻づゝ順次に『草の片葉』を借覧、書写をつづけていたことがわかる。<sup>(4)</sup>そして「巨細に相分り、皇國の大  
事一覽を遂げ候こと尊君の御陰」と感謝しつつ、危機感を深め、事態を病氣になぞらえて、温補よりも攻撃の治療法が必  
要であろうといいながら、「姑息の愛にて良薬をおこたり」きたつた積年「衰弱」の病身がよくそれに堪えうるか否かを  
疑つてゐるのである。<sup>(4)</sup>

風聞についても、文書についても、三中の情報蒐集は、すでにみてきた通り、家族・使用人と年来親交のある信頼でき  
る少数の友人・門人にルートを限つて、慎重に進められたのである。のちに述べるように、それは事態の真相を世上にか

くそうとする幕府の態度に対する三中の反発から行なわれたものであつて、黒川春村の手紙に「恐多き事にてその儀能はず」とある通り、市民としてはゞかるべき行為であつた。そのことを意識しつつ進められた三中の情報蒐集であつたが、そのようにして蒐められた情報が、「祕物」として友人の供覧に付され、転写されてもいたのである。事實をあげて記することはできないが、いまの例でいえば、転写した小沼貞斎もまた「祕物」としてそれを信頼する友人に見せたであろうし、転写を許したでもあろう。<sup>(5)</sup>

情報はいったん三中のもとに集められ、そこからまた地方知識人である情報提供者たちに送られていたのである。明らかにそこには情報のネットワークが形成されていたといつてよい。それが、階層上、そして地域的にどのようなものであったのか。それが年來の交友関係にもとづくものであつたというとき、その関係とは、三中とその同志たちのどのような日常的生活活動と意識の所産であつたのか。問題の焦点は、その辺りに求められると思われる。(未完)

## 注

(1) 山崎知雄・黒川春村の略伝はともに清宮秀堅『古学小伝』(5) 例えば『片葉雑記二』、嘉永六年十一月十二日条に次のようにある。秀堅と知雄・春村との交友は三中の仲介によるもの

であった。

(2) 中山信名旧蔵書を三中が引取つた経緯については石井英雄「色川三中日記について」(『ぐんじょ』一巻三号、昭和三七年三月)に詳しい。

に至、十一の巻又遣す。

(5) 例えば『片葉雑記二』、嘉永六年十一月十二日条に次のような記事がみえる。

ハツ時木原君来語言、疇昔御城御番にて出席の節、或人公儀の達し面とて被為見たるをみると、御老中阿部伊勢守殿より大目附へ被仰出たる事に、亞墨利加のことは暫國中一決無之に付、決し候迄と申述候体の書物と云々。写し取度も思へとも、処柄故そのままにいたし来るの処、夜中其事を考へ扱々残念存候て寝られず、もし疑書なるかはしらず、何卒(虫食)致し度、乍去疑書には有之間敷、歎息今日も気分不宜とて被話(偽)事有、実ならは一大事、何事か是にしか

(4) 小沼貞斎の書状に照應する記事が『片葉雑記三』にみえる(十二月五日条)。

今夜府中小沼氏より片葉十の巻持参也。弟子一泊して翌朝

前条水戸石河君より公儀達し免三通写し来る。書状とも。公辯議御決し大慶此事の由申来る。仍之木原物語は似て非なる作ものゝよし。仍之明朝木原君へ右書付見せに遣候様に存し、うつさせ候

この場合では、水戸藩士で若い学友の石河幹文から送つてきた老中達書の写本を、土浦藩士で親友の木原行蔵にみせるため三中のもとで複本がつくられているのである。